



23 経営第 1355 号
平成 23 年 7 月 26 日

福島県農林水産部長 殿
ほかに岩手県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県

農林水産省経営局保険課長
経営局保険監理官

放射性セシウムを含む稲わらを牛に給餌していたことに伴う出荷制限等に対する家畜共済の取扱いについて

今般、高濃度の放射性セシウムを含む稲わらを牛に給餌していたことに伴い、福島県等で牛の出荷制限等の措置がとられており、この影響で農業者の中には、家畜の出荷ができず、共済掛金の工面に支障を来すことが懸念される。

このため、家畜の出荷制限等の影響により共済掛金の支払が遅滞するおそれのある者に対しては、下記の取扱いとするので、貴管内農業共済組合への周知及び指導をよろしく願います。

記

1 継続時期を迎えている家畜共済について

家畜共済の契約については、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第112条第1項において、「共済責任は、共済規程等に特別の定めがある場合を除いては、・・・共済掛金の支払（第86条第1項の共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回目の支払）を受けた日の翌日から始まる」と規定されており、共済掛金期間が満了する前に共済掛金が支払われなければ原則として共済責任が終了することとされているが、各農業共済組合の共済規程に特段の定めがあれば、例外を設けることができることとされている。その例外として、農業共済組合模範共済規程例の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第59条第4項において、共済掛金期間満了後2週間を支払猶予期間としていることに加え、同第72条第3項において、共済掛金の支払猶予期間までに共済掛金が支払われない場合には当該共済関係は失効することとされている。

今回の事態を踏まえ、貴県下の各農業共済組合において共済規程を別添のように改正し、共済掛金の支払猶予期間の延長を行うこととされたい。

2 共済掛金を分割支払している場合における第2回目以降の支払について

共済掛金の分割支払者については、第2回目以降の共済掛金の支払遅滞によって共済関係が失効することはないが、法第99条第1項第5号の規定により、「組合員等が正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅滞したとき」には、共済金の農業共済組合の支払義務が免除されることとなっている。

今回、共済掛金を分割支払している者で、家畜の出荷制限等により収入が減少している場合にあつては、第2回目以降の支払に遅滞（原則として出荷制限等が解除された後60日まで）があつても法第99条第1項第5号で規定している正当な理由に当たることとし、免責を適用しないこととする。

3 共済掛金の支払猶予期間中の事故の取扱い

上記1の措置により、共済掛金支払猶予期間を延長した場合に、その期間中に生じた事故については、組合員の申出により、組合員からの共済掛金の支払前であっても、共済金を支払うことができるものとする。

この場合において、農業共済組合は組合員に対し、組合員が共済掛金を共済掛金支払猶予期間中に払い込まなかった場合には、当該期間の初日から共済関係が効力を失うこととなることを書面により説明するとともに、先に支払われた共済金を返還することについて書面による合意を得ることを条件とする。

(別添) 福島県

〇〇農業共済組合共済規程の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>4 <u>食肉として出荷された牛から食品衛生法(昭和22年法律第233号)の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の指示に基づく、出荷制限又は移動制限(以下「出荷制限等」という。)の対象となった牛を飼養している組合員にあつては、当該出荷制限等が行われた後に、第59条第4項の共済掛金の支払猶予期間が満了する場合には、同項の規定にかかわらず、次に掲げる期日までの期間を共済掛金の支払猶予期間とする。</u></p> <p>(1) <u>計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び指示のあった区域等において牛を飼養している組合員にあつては、共済掛金期間満了の日の翌日から当該出荷制限が行われた後に行われた放射性物質の全頭検査により検出された当該組合員が飼養する牛の肉の放射性セシウムの値が暫定規制値をはじめて下回った日の後60日までの期間。</u></p> <p>(2) <u>前号の区域以外の区域において牛を飼養している組合員にあつては、共済掛金期間満了の日の翌日から当該出荷制限が行われた後に行われた放射性物質の全戸検査により検出された当該組合員が飼養する牛の肉の放射性セシウムの値が暫定規制値を十分に下回った日の後60日までの期間</u></p> <p>(3) <u>移動制限の対象となった牛を飼養している組合員にあつては、共済掛金期間満了の日の翌日から当該移動制限が解除された後60日までの期間</u></p> <p>5 <u>第72条第3項中「第59条第4項」を「第59条第4項又は附則第4項」に改める。</u></p> <p>6～9 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4～7 (略)</p>

附 則

- 1 この共済規程の変更は、福島県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の附則第4項及び第5項の規定は平成23年7月〇日から適用することとし、組合員に適用する附則第4項の支払猶予期間のうち最も遅い満了の日の翌日に失効する。

(備考)

- 1 当該改正規定は、〇〇農業共済組合共済規程の一番最初の附則を改正するものとする。
- 2 「平成23年7月〇日」は 出荷制限等が講じられた日の日付を記載する。

(別添) 福島県以外の県

〇〇農業共済組合共済規程の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>4 <u>食肉として出荷された牛から食品衛生法(昭和22年法律第233号)の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより行政機関及び団体から要請を受け牛の出荷を自粛した組合員にあっては、当該自粛要請が行われた後に第59条第4項の共済掛金の支払猶予期間が満了する場合には、同項の規定にかかわらず、共済掛金期間満了の日の翌日から当該自粛要請が行われた後に行われた放射性物質の検査により飼養する牛の肉の放射性セシウムの値が暫定規制値をはじめて下回った日から60日までの期間を共済掛金の支払猶予期間とする。</u></p> <p>5 <u>第72条第3項中「第59条第4項」を「第59条第4項又は附則第4項」に改める。</u></p> <p>6～9 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4～7</u> (略)</p>

附 則

- 1 この共済規程の変更は、〇〇県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の附則第4項及び第5項の規定は平成23年7月〇日から適用することとし、組合員に適用する附則第4項の支払猶予期間のうち最も遅い満了の日の翌日に失効する。

(備考)

- 1 当該改正規定は、〇〇農業共済組合共済規程の一番最初の附則を改正するものとする。
- 2 「平成23年7月〇日」は最初に自粛要請があった日の日付を記載する。